

令和3年2月19日

双鷗会会員各位

東京都立白鷗高等学校・附属中学校
双鷗会会長 若山 正夫

双鷗会総合補償制度の縮小について

日頃より双鷗会の活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

双鷗会では、生徒・保護者が被った事故や賠償責任を補償するための保険（総合補償制度）に加入しており、毎年度この契約を更新してきました。このたび、利用状況や他制度との重複を鑑み、補償内容の縮小（契約の一部廃止）を致します。

現行の総合補償制度（※1）は下記4つを補償対象としていますが、このうち廃止になるのは（1）の「学校教育活動中に生徒が負った傷害」です。

- （1）学校教育活動中に生徒が負った傷害
- （2）生徒が負った賠償責任
- （3）PTA参加中に保護者・教職員が負った傷害
- （4）PTA活動に伴い保護者・教職員が負った賠償責任

2021年（令和3年）4月1日の16時以降に発生した（1）については補償されませんので、何卒ご了承ください。

なお、多くのご家庭が学校経由で日本スポーツ振興センターの災害共済給付特約にも加入されているかと存じますが、こちらは引き続き有効ですのでご利用ください。（※2）

今回の縮小によって、双鷗会の令和3年度の総合補償保険費用は減少が見込まれます。来年度のPTA会費は従来通り据え置く予定ですが、費用減少を何らかの形で保護者の皆様に還元したいと考えております。詳細は、来年度の予算費消状況も踏まえつつ今後改めて検討してまいります。

何卒ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

（※1）現行の総合補償制度の詳細については、下記をご参照ください。

<http://souokai.com/sougouhosho/>

（※2）独立行政法人日本スポーツ振興センターについては、中学・高校入学時に東京都教育委員会からの案内が学校経由で配布されており、同意書を提出された場合は加入しています。学校管理下において生徒が災害（負傷・疾病・障害・死亡）に遭った場合、その治療費や見舞金が給付される制度です。給付の対象となる災害の範囲や給付金額の詳細は、入学時の資料をご参照ください。

総合補償制度とは類似した面もありますが、給付額や対象など違いも多くあります。あくまでご参考ですが、次頁に両者の比較を試みております。

ご質問・ご意見などございましたら、下記アドレスまでお願いいたします。

contact.souokai@gmail.com

【参考】

生徒に関わる「総合補償制度」と「日本スポーツ振興センター」の補償内容

		総合補償制度 (2021年4月1日16時まで)	総合補償制度 (2021年4月1日16時以降)	日本スポーツ振興センター
傷害 保険	ケガ	<学校教育活動中> <PTA活動参加中> 入院日額：¥1,500 手術保険金：¥7,500・¥15,000 (入院日額の5倍・10倍) 通院日額：¥1,500	<PTA活動参加中> 入院日額：¥1,500 手術保険金：¥7,500・¥15,000 (入院日額の5倍・10倍) 通院日額：¥1,500	<学校管理下> 医療費総額の4割 (自己負担額3割+1割)
	後遺 障害	¥2万～50万 (死亡保険金の4～100%)	¥2万～50万 (死亡保険金の4～100%)	¥88万～4,000万 (通学中は¥44万～2,000万)
	死亡	¥50万	¥50万	¥3,000万・1500万 (通学中は¥1,500万)
賠償 保険	<日常生活全般(国内のみ)> 対人対物共通で 1事故につき¥1億	<日常生活全般(国内のみ)> 対人対物共通で 1事故につき¥1億	なし	

保護者・教職員対象の補償内容については、双鷗会 HP または「双鷗会ハンドブック」をご確認ください。

「総合補償制度」と「日本スポーツ振興センター」の大まかな比較

	総合補償制度	日本スポーツ振興センター
申請 方法	利用者が直接、保険会社(損保ジャパン)に申請	学校に提出
補償 範囲	前項の通り	学校管理下における生徒の負傷・一部の疾病(食中毒、ガス中毒、熱中症など)・障害・死亡
給付額	定額支払 (入院・通院は日額¥1,500、死亡等は¥50万)	・概ね実費を補填(医療費全体の40%) ・自己負担¥1,500未済の場合は免責 ・健康保険でカバーされない接骨院等は対象外
重複 支給	地方自治体の医療費助成制度、日本スポーツ振興センターと重複支給可	地方自治体の医療費助成制度と重複支給不可。窓口負担がない場合、医療費総額の1/10が支給。(但し、自治体による)
給付金 支払	早い	約3ヶ月後